参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとした

麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する第三回質問主意書

出者 鈴木宗男

提

参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとした

麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する第三回質問主意書

き、 交渉に係る政府の方針について もって、 ロシアとの平和条約を締結するという従来の政府方針と異なり、北方四島の面積を折半するという方法を 本年四月十七日の毎日新聞に、 釈明を行っている。 谷内氏は同年五月二十一日の参議院予算委員会(以下、 「三島と択捉一部でも」と、谷内代表として、 同問題の最終的解決を目指すべきとも取られる見解を示したと報じた記事が掲載されたことにつ また麻生太郎内閣総理大臣は「委員会」において、 「段階的にやろうとしているわけではない」旨発言 谷内正太郎政府代表が毎日新聞社のインタビューを受け、 歯舞、 色丹、 「委員会」という。) に政府参考人として出席 国後、 択捉の我が国への帰属を確認し、 谷内氏の釈明の後に、 以下、 北方領土問題に 「総理発言」 北方領土 لح

過去の答弁書では、 麻生総理としてその様なアプローチはとらないと言っているのかとの問いに対し、 「総理発言」にある「段階的」とは、 「いずれにせよ、 政府としては、 具体的に北方領土交渉におけるどの様なアプローチを指し、 我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解 「前回答弁書」を含む また

いう。)をしている。

右と「前回答弁書」

(内閣衆質一七一第五七四号) を踏まえ、

再度質問する。

_

階的に解決するという方法」 うことになるのではないか。 連邦との間で交渉を行っているところであり、 らかにすることはできないのなら、そもそもそれに触れた「総理発言」自体が不用意な発言であったとい な解決策について政府としてお答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされている。 決してロシア連邦との間で平和条約を締結する考えであるが、 「北方四島の帰属の問題を段階的に解決するという方法」が具体的にどの様な方法を指しているのかを明 に麻生総理が「委員会」で触れたことは不用意な行動であったと認識してい 政府としてその詳細な内容を明らかにできない お尋ねの点を含め、 北方領土問題については、 北方四島 の帰属の問題に関する具体的 我が国とロシア 政府として、

ア側に対して段階的ではなく一括して認めることを求めるが、 れば実際の返還時期、 ているわけではありません。また、 る の側の態度であります。」と述べている。右は、 か否か、 そもそも麻生総理は「委員会」で「先ほどお答えを最初に申し上げましたように、 政府の見解を明確に述べられたい また態様等々については柔軟に対応するとの考えは、これ終始一貫をしておる日本 北方四島の帰属の確認というものが、 北方四島が我が国に帰属していることについては、 それ以降の、 帰属ですよ、 北方四島が実際に我が国 「北方四島の帰属の問題を段 段階的にやろうとし 帰属の確認がされ こへ返 ロシ

還される時期や態様等については、 段階的な返還も含め、柔軟に対応するという、まさに一の答弁にある

「北方四島の帰属の問題に関する具体的な解決策」を示していることに他ならないと考える。 麻生総理が

ることは差し控えたい」と、ごまかしの答弁をしているのはなぜか。

既に「北方四島の帰属の問題に関する具体的な解決策」を示しているのに、

政府が「政府としてお答えす

右質問する。